

我子市立我孫子第三小学校いじめ防止基本方針

1 「いじめ防止基本方針」策定の理由

「いじめ防止対策推進法」が平成 25 年 9 月 28 日に施行され、同法第 13 条「学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする」によるもの及び、千葉県の「学校いじめ防止基本方針策定の手引き」、学校アンケートの保護者回答、児童回答を受けて、我孫子市立我孫子第三小学校いじめ防止基本方針を策定した。この方針は、ホームページ等で公表する。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第 2 条）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じるものをいう。

3 職員の基本認識

「いじめは、どの学校・学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、「児童が安心して、明るく楽しい学校生活を送ることができる」ように全職員が一丸となって指導に当たる。

4 児童の実態

児童は全体として、明るく素直な子供が多いが、発達段階や中・高学年であっても幼さによる言葉遣いの稚拙さから誤解を招き、望ましい人間関係を築けない児童も少なくない。

本校では、単年度の学級編成のため人間関係に深まりがない分、多くの友達と接する機会があるので、そこを生かして望ましい人間関係作りに努めたい。

5 いじめ防止のための基本姿勢

- ① 互いの良さを認め合い、児童一人一人の自己有用感・自尊感情を高めるための指導を推進する。
- ② いじめを許さない、見逃さない風土を築く。
- ③ いじめ早期発見のための様々な方策を講じる。
- ④ いじめがあった場合、当該児童の安全を確保し、早期解決のために関係諸機関（教育委員会、教育相談センター、警察等）と連携を取りながら解決に当たる。
- ⑤ 学校と家庭・関係諸機関が協力し、事後指導に当たる。

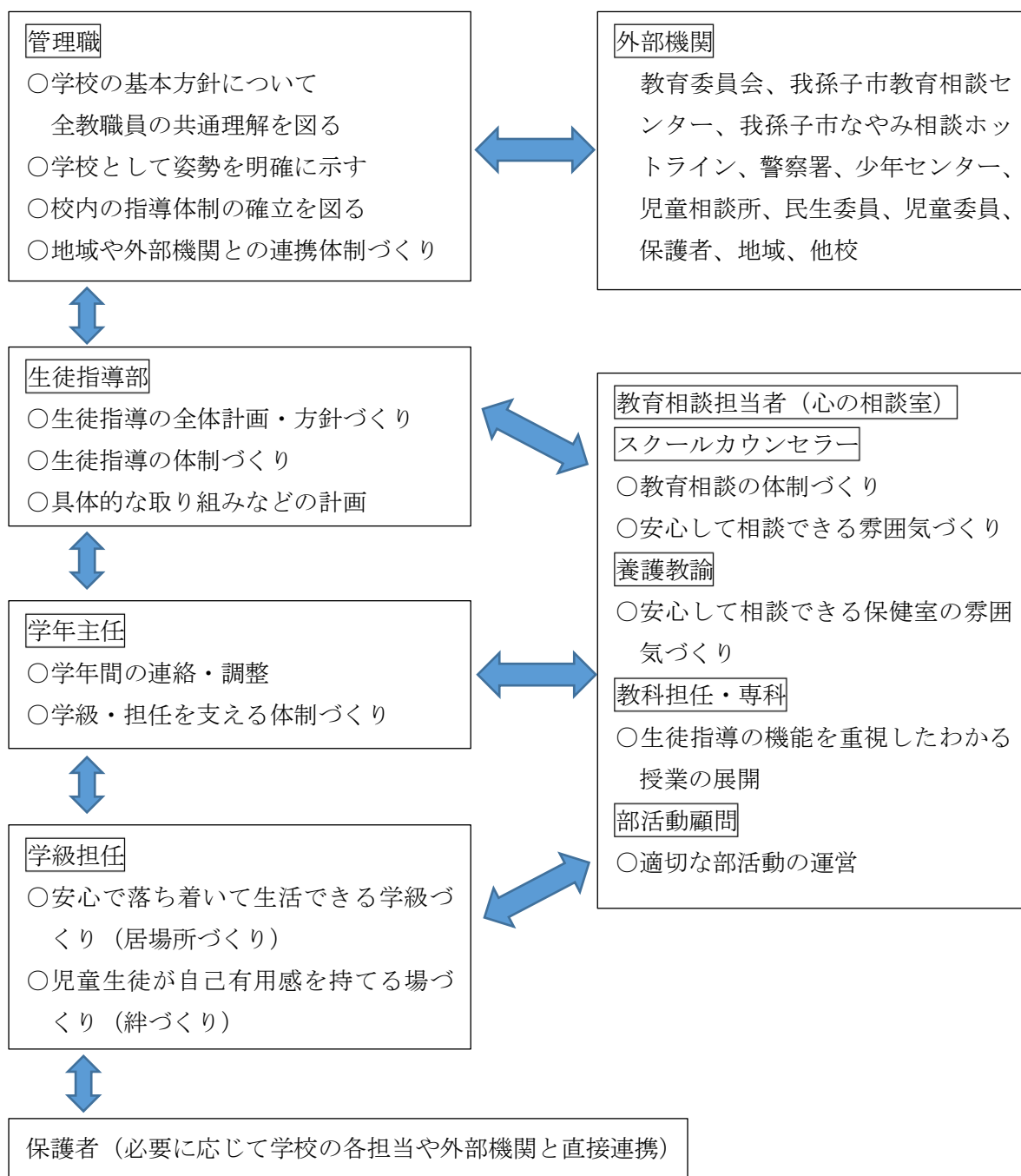
※基本方針は、必要に応じて見直し検討を行う（PDCA サイクル）

6 未然防止のための取り組み

各学級においては、児童一人一人が互いの良さを認め合い、思いやりの心を持って共に高めあえる支持的風土のある仲間づくりに努める。また、教師は子供にとって「わかる授業」を心がけ、学習の基礎・基本の定着をはかると共に成就感を味わわせ、自尊感情を育む指導を行う。道徳の時間はもとより、学校における全教育活動を通して「他者を思いやる心」「規範意識」「正義感」「勇気」等を育み、児童一人一人が「いじめは絶対に許さない」という意識を醸成する。

また、教職員の不適切な発言や体罰、過度な競争意識、勝利至上主義により児童のストレスを高めることがいじめを誘発したり、助長したりするということを念頭に置き、指導を行う。

(1) 未然防止の校内体制



- ① 友だちの「良いところ探し」等を日常的に行うなど、互いに認め合う支持的風土のある学級づくりを目指す。
- ② 子供にとって「わかる授業」を展開し、「わかった、できた」という成就感を味あわせる。
- ③ 児童会を中心としたあいさつ運動や委員会活動を活発化させ、責任感や自己有用感を育むとともに児童の自治能力を育む。
- ④ SST（ソーシャルスキルトレーニング）やエンカウンターを活用し、望ましい人間関係づくりや正しい言葉遣い等について指導する。
- ⑤ 「生徒指導の実践上の視点」である「自己存在感の感受」「共感的人間関係の育成」「自己決定の場の提供」「安全・安心な風土の醸成」を学校の教育活動全般に取り入れ、児童の自己指導能力を育む。

7 早期発見・早期解決に向けての取り組み

初期対応が重要

（１） いじめの早期発見のために

- ① 「いじめはどこの学校・学級でも、どの児童にも起こりうるものである」という認識に立ち、全職員が児童の様子を見守り、日常的に丁寧に観察を行い、児童の変化を見逃さない。
- ② 児童の変化に気づいた場合は、学年・学団や生徒指導部会において気づいたことを共有し、複数の目により細かな観察を行う。また、当該児童に安心感を与えながら実態把握に努める。
- ③ 客観的検査をもとに（アンケート・QU 検査等）児童の実態把握に努める。

（２） 早期解決のために

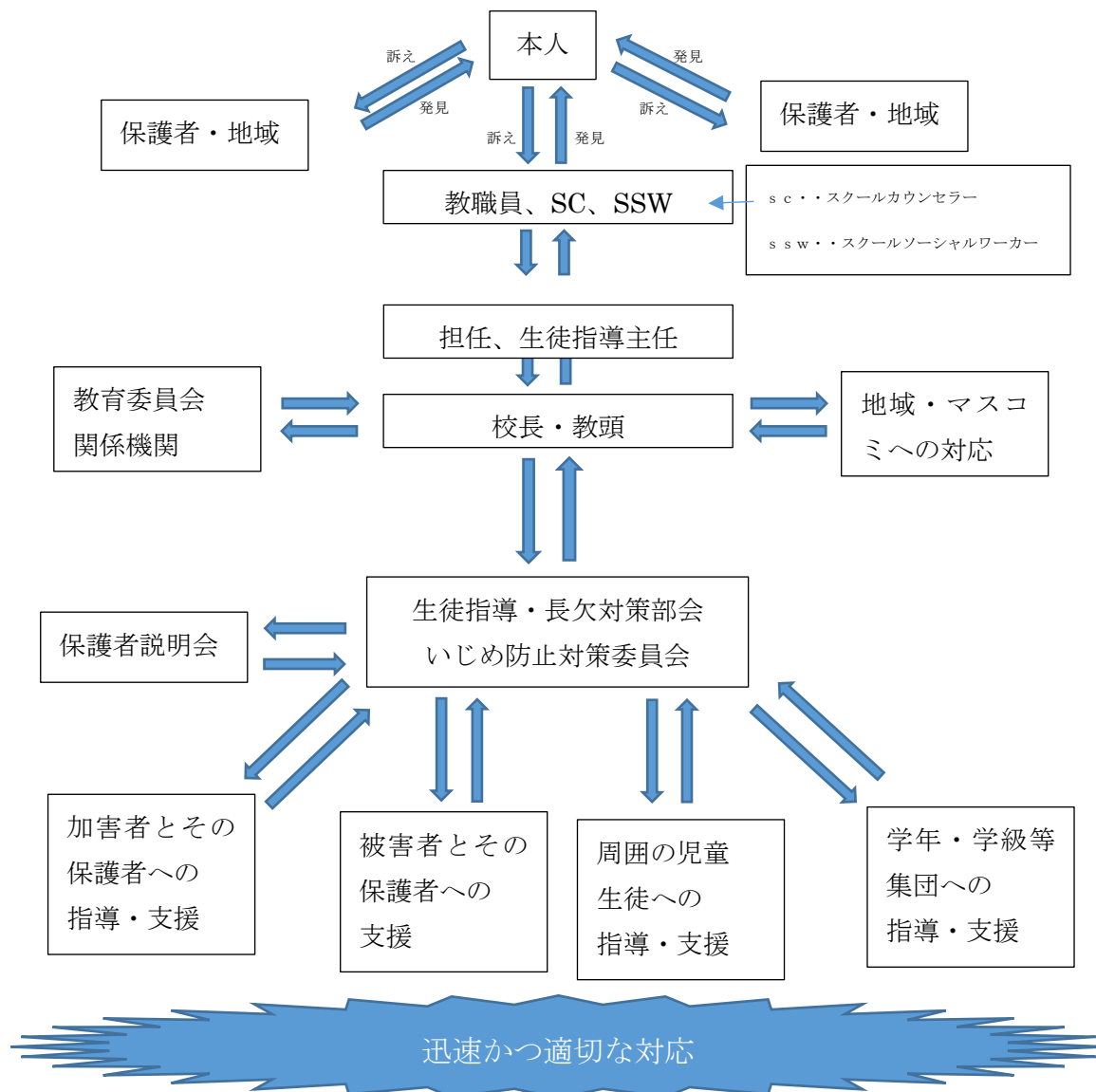
- ① いじめ問題を発見したときは、学級担任が一人で抱え込むのではなく、校長以下当該学年及び全職員で対応に当たり、早期解決に向けて全力で取り組む。
- ② 当該児童の安心・安全を第一に考え、情報収集を的確に行い、事実関係を明確にした上で加害児童には毅然とした態度で指導する。
- ③ 傍観者の児童には、何もしないことは加害児童に負担していることを理解させ、自分にできることを考え、正しい行動がとれるように指導する。
- ④ 関係諸機関と連絡を密にしながら、問題解決に向けて迅速に行動する。
- ⑤ いじめの相談・通報窓口を設置し、素早く対応できるようにする。
（心の相談員の活用、やまびこボックスの活用等）

（３） 家庭や地域、関係機関との連携

- ① いじめ問題が発生したときは素早く事実確認を行い、問題の経緯や今後の見通しについて家庭と連携しながら解決に向けて迅速に行動する。
- ② 重大事態については、問題解決に向けて教育委員会等の関係機関と連携しながら取り組む。
- ③ いじめ防止に向けて、学校アンケートや面談、家庭連絡を行う。

8 いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 校内組織



① 生徒指導・長欠対策部会

生徒指導主任を中心に、各学年の問題点等を確認しながらその後の方針を明らかにし、全校体制で取り組む。

② いじめ防止対策委員会

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、生徒指導主任、教育相談担当、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任、PTA 会長、教育相談センターカウンセラー、SC (スクールカウンセラー)、SSW (スクールソーシャルワーカー) によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係諸機関と連携した組織

職員は、緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置を行うとともに、教頭に報告する。教頭は、校長に報告し、校長の指示により支援体制をつくり対処する。重大事案については緊急に校内いじめ防止対策委員会を

開催し、対応する。

ただし、重大事案については、即時対応を必要とする場合があるため、いじめ防止対策委員会内に実務部会を設置する。実務部会のメンバーは、以下の通りとする。

校長、教頭、生徒指導主任、養護教諭、当該学級担任、当該学年主任

その他必要に応じ

我孫子市教育委員会指導課、各自治会長、我孫子警察生活安全課、子ども相談課、柏児童相談所の各機関と連携し、問題解決に取り組む。

9 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより児童の生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) いじめがあったときの子供の変化

- ①最近、元気がない。食欲がない。
- ②目が合わない。
- ③暗いムードになっている。
- ④服がやらたと汚れたり、蹴られたり踏まれたりしたような靴跡がある。など

(3) 重大事態を認知した場合への対応

- ①いじめの重大事態の疑いが生じた時点で、「いじめ防止対策委員会」による会議を迅速に開く。
- ②「いじめ防止対策委員会」が中心となり、情報を整理し、当該の事案が重大事態に当たるか否かを判断する。
- ③判断に迷う場合は、設置者である教育委員会に連絡し、協議をしながら対応を決定していく。
- ④ 重大事態の発生を認知した場合、直ちに教育委員会に報告する。また、児童・保護者から重大事態に至ったという申立てがあったときには、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。なお、調査主体の判断は教育委員会が行う。
- ⑤学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり不登校につながる可能性が高い児童について、当該児童の保護者に重大事態調査について説明を行い、家庭と連携して児童の支援を行う。
- ⑥調査によって明らかになった結果は、被害児童・保護者に対して適時・適切な方法で提供する。
- ⑦調査結果に基づき、被害児童に対しては安全と安心を取り戻すための継続的なケアを行う。加害児童に対しても、保護者に協力を依頼し、自己の行為の意味を認識させた上で、成長支援につながる丁寧な指導を行う。
- ⑧いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、警察へ相談・通報を行う。

(4) 被害児童への聴き取りの留意点

- ①「いじめが存在する」という視点で臨む。
- ②徹底していじめから守り抜くことを伝える。
- ③守るべき秘密は守ることを約束する。
- ④被害児童の立場や心情を理解する。
- ⑤本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。
- ⑥自信を取り戻せるように言葉をかける。

(5) 被害児童への支援

- ①児童生徒の安全の確保
- ②被害児童に寄り添い支える体制づくり
- ③落ち着いて学習に取り組める環境の確保
- ④継続的な被害児童との面談や情報の収集

(6) 加害児童への聴き取りの留意点

- ①「いじめである」と決めつけない。
- ②事実確認を優先し、児童の言い分はその後で聴く。
- ③本人の言葉を繰り返し、事実を一つ一つ確認して記録する。
- ④いじめに至る背景や心情を理解する。

(7) 加害児童への指導

- ① 自らの行為を理解させ、責任を自覚させる。
- ② 児童の立場で、自身の言動を考えさせる。
- ③ いじめが許されない行為であることを理解させる。
- ④ 過去の自分と今後の自分について考えさせる。
- ⑤ 加害児童の心理的背景の理解に努める。
- ⑥ 好ましい人間関係の構築を行う。
- ⑦ 継続的な観察と情報の収集を行う。

(8) 観衆と傍観者への聴き取りの留意点

- ① 事実を話すことは、人を救う行為であることを伝える。
- ② 観衆や傍観者であったことを責めずに事実確認を行う。
- ③ 観衆や傍観者となっていた背景や心情を理解する。
- ④ 被害児童や加害児童から聞き取った内容と照合する。

(9) 観衆と傍観者への指導

- ① 自分の問題として捉えさせる。
- ② 被害児童の立場に立って、加害児童の言動を考えさせる。
- ③ 被害児童の立場に立って、自身の言動や態度を考えさせる。
- ④ いじめを許さない気持ちを持たせる。
- ⑤ いじめから守り抜くことを伝える。
- ⑥ 聞き取った内容について、守るべき秘密は守ることを約束する。
- ⑦ 声を出しやすい雰囲気づくり
- ⑧ 好ましい人間関係の構築

(10) 教育相談・生徒指導・いじめ事案状況把握シートについて

- ① 生徒指導案件があった場合、学年主任や管理職に相談をして対応する。
- ② 保護者から相談があった生徒指導案件は聞き取りをしてシートに書く。
暴力や物の破損を伴う案件やいじめに繋がるような案件をシートに書く。
- ③ 管理職と確認をして、ファイルにとじる。

10 年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談	特別活動	行事	生徒指導・ 長欠対策部会 いじめ対策委員会	その他
4月	・学習指導		教育相談			定例会議	
5月	(グループ活				運動発表会	定例会議	
6月	動を取り入れた人間関係作り) ・朝の会等 (互いに認め	QU検査アンケート いじめアンケート 聞き取り		全校集会		定例会議	いじめ防止対策 研修会
7月	合う活動) ・学級活動		教育相談 (個人面談)			定例会議	いじめ防止対策 研修会
8月	(いのち・ここ					定例会議	
9月	ろ・からだの					定例会議	
10月	学習)					定例会議	
11月	・道徳 (各学年の計画に沿って実施)	QU検査アンケート いじめアンケート 聞き取り		全校朝会	音楽フェスタ	定例会議	
12月			教育相談			定例会議	
1月						定例会議	いじめ防止対策 研修会
2月		アンケート 聞き取り				定例会議	
3月					卒業式	定例会議	

いじめ相談窓口

○校内・・・教頭、心の相談室、各担任

○校外・・・子どもの人権110番 0120-007-110

千葉県子どもと親のサポートセンター 0120-415-446

平成25年12月 策定
平成29年 7月 改定
平成31年 4月 改定
令和2年 4月 改定
令和5年 4月 改定
令和6年 4月 改定
令和7年 4月 改定